

令和5年度大分市障害者自立支援協議会委員委嘱状交付式及び第1回協議会

日 時：令和5年8月8日（火）9：30～

場 所：大分市保健所 6階大会議室

委嘱状交付式

- 1 開 式
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 閉 式

第1回協議会

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 専門部会の部会長、副部会長及び部会委員の指名について
 - (3) 第6期大分市障害福祉計画及び第2期大分市障害児福祉計画の進捗状況について
 - (4) 第7期大分市障害福祉計画及び第3期大分市障害児福祉計画策定に伴う部会の設置について
 - (5) 相談支援事業所の年間報告・事業計画について
 - (6) 各専門部会の令和5年度活動計画について
- 3 その他
- 4 閉 会

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

	職 名	氏 名
1	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長	江 藤 郁
2	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 准教授	滝 口 真
3	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長	新 木 村 幸 二
4	一般社団法人大分市連合医師会 副会長	釘 宮 誠 司
5	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐	森 千 春
6	大分こども発達支援センター 相談支援専門員	黒 島 加 奈
7	大分県立新生支援学校 教頭	三 原 彰 夫
8	大分公共職業安定所 統括職業指導官	八 塚 良 久
9	大分県中小企業家同友会 障がい者問題委員長	都 築 克 宜
10	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会 部会長	新 橋 本 和 子
11	大分市ボランティア連絡協議会 会長	工 藤 福 成
12	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長	釘 宮 慶 太
13	あんしんサポートセンター大分 主査	鶴 原 久 実
14	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長	齊 藤 國 芳
15	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長	阿 南 静 生
16	大分市肢体不自由児者父母の会 会長	秋 吉 一 恵
17	大分県精神保健福祉士協会 協会員	新 佐 藤 京 子
18	大分市聴力障害者福祉会 常任理事	加 藤 順 子
19	大分市自治会連合会 大津町二丁目町内会長	山 下 順 子
20	大分市知的障害者施設協議会 会長	新 森 洩 晶 子
21	社会福祉法人幸福会 理事長	花 宮 良 治
22	特定非営利活動法人レガール 理事長	米 澤 幸 宏
23	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 理事	早 野 真 弓
24	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会(大在地域包括支援センター長)	新 藤 本 修 士
25	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者(当事者)	後 藤 秀 信
26	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長(当事者)	豊 田 昭 知
27	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者(当事者)	吉 田 友 哉
28	障害者相談支援センター「もりのおうち」課長	金 澤 康 隆
29	障がい者相談支援センター「きぼう21」	芦 苺 弘 城
30	障がい者相談支援センター「コーラス」	矢 野 太 亮
31	障がい者相談支援センター「さざんか」	高 橋 恵 美
32	大分市教育センター 所長	小 池 桂 子
33	大分市子どもすこやか部長	新 高 橋 賢 次
34	大分市福祉保健部長	斉 藤 修 造

大分市障害者自立支援協議会 部会委員名簿

①差別解消推進部会（6名）

		氏名	職名
部会長		木 村 幸 二	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
副部会長		早 野 眞 弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事
		齊 藤 國 芳	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長
		秋 吉 一 恵	大分市肢体不自由児者父母の会 事務局長
		加 藤 順 子	大分市聴力障害者福祉会 常任理事
		豊 田 昭 知	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長（当事者）

②子ども部会（6名）

		氏名	職名
部会長		釘 宮 誠 司	一般社団法人大分市連合医師会 副会長
副部会長		森 千 春	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐
		黒 島 加 奈	大分こども発達支援センター 相談支援専門員
		三 原 彰 夫	大分県立新生支援学校 教頭
		矢 野 太 亮	障がい者相談支援センター「コーラス」
		小 池 桂 子	大分市教育委員会大分市教育センター 所長

③生活支援部会（6名）

		氏名	職名
部会長		花 宮 良 治	社会福祉法人幸福会 理事長
副部会長		齊 藤 國 芳	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長
		鶴 原 久 実	大分市社会福祉協議会あんしんサポートセンター
		阿 南 静 生	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長
		森 湊 晶 子	大分市知的障害者施設協議会 会長
		高 橋 恵 美	障がい者相談支援センター「さざんか」

④就労支援部会（5名）

		氏名	職名
部会長		米 澤 幸 宏	特定非営利活動法人レガール 理事長
副部会長		釘 宮 慶 太	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長
		八 塚 良 久	大分公共職業安定所 統括職業指導官
		都 築 克 宜	大分県中小企業家同友会 大分支部障がい者問題委員長
		芦 荻 弘 城	障がい者相談支援センター「きぼう21」

⑤相談支援部会（6名）

		氏名	職名
部会長		金 澤 康 隆	障害者相談支援センター「もりのおうち」課長
副部会長		芦 荻 弘 城	障がい者相談支援センター「きぼう21」
		森 千 春	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐
		黒 島 加 奈	大分こども発達支援センター 相談支援専門員
		高 橋 恵 美	障がい者相談支援センター「さざんか」
		矢 野 太 亮	障がい者相談支援センター「コーラス」

大分市障害者自立支援協議会 障害福祉計画等策定部会名簿

(順不同、敬称略)

15名

	氏 名	職 名
部会長	滝 口 真	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 准教授
副部会長	米 澤 幸 宏	特定非営利活動法人レガール 理事長
	八 塚 良 久	大分公共職業安定所統括職業指導官
	加 藤 順 子	大分市聴力障害者福祉会常任理事
	早 野 眞 弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会代表理事
	後 藤 秀 信	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者（当事者）
	吉 田 友 哉	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者（当事者）
	芦 苺 弘 城	障がい者相談支援センター「きぼう21」
	矢 野 太 亮	障がい者相談支援センター「コーラス」
	高 橋 恵 美	障がい者相談支援センター「さざんか」
	森 淵 晶 子	大分市知的障害者施設協議会 会長
	釘 宮 慶 太	障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」センター長
	森 千 春	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐
	黒 島 加 奈	大分こども発達支援センター相談支援専門員
	三 原 彰 夫	大分県立新生支援学校教頭

議事3

第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画の進捗状況について

本計画は令和3年度から令和5年度末を計画期間とし、国の定める基本指針に即して、具体的な数値目標を設定して、障がい者（児）の地域生活への移行や就労支援などに取り組んでいます。

今回は各項目について「令和5年度末の【目標】」に対する「令和4年度末の【実績】」を踏まえて、以下の4段階での評価を行いました。

A: 目標を達成した数値となっている **B: 目標の5割以上に達している**
C: 目標の2割以上5割未満となっている **D: 目標の2割未満に留まっている**

1. 入所施設から地域生活への移行

(1) 地域移行者数

＜数値目標及び実績＞	進捗率	32.1%	評価	
対象者(令和元年度末時点の施設入所者数)	466人	/	C	
【目標】令和5年度までの地域生活への移行者数	28人			6.0%
【実績】令和4年度までの地域生活への移行者数	9人			1.9%

※国の指針は、令和元年度末時点の施設入所者から「6%以上」を地域生活へ移行する。

＜参考＞地域生活移行者数の推移

年度	第4期			第5期			第6期		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域生活移行者数	21人	17人	14人	6人	6人	2人	4人	3人	人
3年度累計	52人			14人			7人		

(2) 施設入所者数の削減

＜数値目標及び実績＞	進捗率	-12.5%	評価	
対象者(令和元年度末時点の施設入所者数)	466人	/	D	
【目標】令和5年度の削減人数	8人			1.7%
【実績】令和4年度の削減人数	△1人			-0.2%

※国の指針は、令和元年度末時点の施設入所者数から「1.6%以上」を削減する。

(3) 令和5年度末の施設入所者数

＜数値目標及び実績＞			評価	
対象者(令和元年度末時点の施設入所者数)	466人	/	D	
【目標】令和5年度末の施設入所者数	458人			98.3%
【実績】令和4年度末の施設入所者数	467人			100.2%

※国の指針は、令和元年度末時点の施設入所者数から「1.6%以上」を削減する。

＜参考＞施設入所者数の推移

年度	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末
施設入所者数	474人	458人	466人	466人	471人	470人	467人

[評価と今後の対応]

地域生活への移行等による退所が見込まれる一方で、家庭の状況や障がいの程度などにより入所に対するニーズが高いことから、「施設入所者数」としては減少していない。
 今後もグループホームの整備等によって、住まいの場の拡充を図るとともに、「大分市障がい者相談支援センター」を障がい者に関する各種相談や緊急時の対応の支援拠点として活用を進め、障がい者の地域移行を推進する。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 大分市障害者自立支援協議会において、「大分市障がい者相談支援センター」の運営状況について、年1回検証及び検討する

数値目標及び実績	進捗率	100.0%	評価
障害者自立支援協議会における検証及び検討回数(年)	1回		A
【目標】令和5年度の検証・検討回数	1回	100.0%	
【実績】令和4年度の検証・検討回数	1回	100.0%	

[評価と今後の対応]

今後も本協議会において、検証・検討を行うこととする。

3. 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数

数値目標及び実績	進捗率	75.7%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	81人		B
【目標】令和5年度の一般就労移行者数	103人	127.2%	
【実績】令和4年度の一般就労移行者数	78人	96.3%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.27倍」とする

<参考> 一般就労移行者数の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般就労移行者数	46人	87人	82人	81人	55人	77人	78人

(2) 就労移行支援事業利用者数(一般就労前の所属)

数値目標及び実績	進捗率	107.1%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	21人		A
【目標】令和5年度の一般就労への移行者数	28人	133.3%	
【実績】令和4年度の一般就労への移行者数	30人	142.9%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.30倍」とする

(3) 就労継続支援A型事業利用者数(一般就労前の所属)

数値目標及び実績	進捗率	70.8%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	19人		B
【目標】令和5年度末の一般就労移行者数	24人	126.3%	
【実績】令和4年度末の一般就労移行者数	17人	89.5%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.26倍」とする

(4) 就労継続支援B型事業利用者数(一般就労前の所属)

《 数値目標及び実績 》	進捗率	75.6%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	33 人		B
【 目標 】令和5年度の一般就労移行者数	41 人	124.2%	
【 実績 】令和4年度の一般就労移行者数	31 人	93.9%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.23倍」とする

(5) 就労定着支援事業の利用率

《 数値目標及び実績 》	進捗率	57.1%	評価
一般就労へ移行する者が就労定着支援事業を利用する割合	70 %		B
【 目標 】令和5年度の利用割合	70 %	100.0%	
【 実績 】令和4年度の利用割合	40 %	57.1%	

※国の指針は、令和5年度末時点の就労定着支援事業を利用する人数の見込みを7割とする

(6) 就労定着率が8割以上の事業所の率

《 数値目標及び実績 》	進捗率	107.1%	評価
就労定着支援事業の割合	70 %		A
【 目標 】令和5年度末までの利用割合	70 %	100.0%	
【 実績 】令和4年度末までの利用割合(6/8事業所)	75 %	107.1%	

※国の指針は、令和5年度末時点で就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を全体の7割以上とする。

[評価と今後の対応]

一般就労移行者数は、新型コロナウイルス感染症が発生する前の水準に近づいている。今後も「障害者就業・生活支援センター大分プラザ」等の関係機関と連携し、「就労ピアサポートサロンおおいた」を通じて、ハローワークの就職情報を提供するとともに、障がい者の就労や生活に関する相談に対応し、就労系障害福祉サービスの利用や一般就労に繋げていくこととする。

4. 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

《 数値目標及び実績 》	進捗率	60.0%	評価
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	15 人		B
【 目標 】令和5年度末の配置数	15 人	100.0%	
【 実績 】令和4年度末の配置数	9 人	60.0%	

[評価と今後の対応]

令和元年度から県が「コーディネーター養成研修」を実施してきたが、令和4年度は未実施となっている。
既に配置したコーディネーターも異動等があることから、県に対して再開するよう要望するとともに、医療的ケア児や家族からの相談をワンストップで受け付ける「大分県医療的ケア児支援センター」を県が設置していることから、センターの周知や利用を働きかけることとする。

5. 相談支援体制の充実・強化

(1) 相談支援事業者に対する指導・助言件数の見込み

《 数値目標及び実績 》	進捗率	100.0%	評価
専門的な指導・助言件数(年)	3 回		A
【 目標 】令和5年度の指導・助言件数	3 回	100.0%	
【 実績 】令和4年度の指導・助言件数	3 回	100.0%	

(2) 人材育成のための支援件数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫	進捗率	300.0%	評価
人材育成のための支援件数(年)	1 回		A
【目標】令和5年度の支援件数	1 回	100.0%	
【実績】令和4年度の支援件数	3 回	300.0%	

(3) 相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫	進捗率	100.0%	評価
相談機関との連携強化のための実施回数(年)	3 回		A
【目標】令和5年度の実施回数	3 回	100.0%	
【実績】令和4年度の実施回数	3 回	100.0%	

[評価と今後の対応]

今後も障害福祉課が主催する「相談支援専門員連絡会」や、令和3年度に新設した「相談支援部会」の取組等と併せて、相談支援専門員の質の確保や連携強化を図ることとする。

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

(1) 県が実施する研修会への市町村職員の参加人数の見込み

≪ 数値目標及び実績 ≫	進捗率	122.2%	評価
県が実施する研修会への職員の参加人数	9 人		A
【目標】令和5年度の参加人数	9 人	100.0%	
【実績】令和4年度の参加人数	11 人	122.2%	

(2) 支払いシステムによる審査結果を分析し、事業所と共有する体制の有無と実施回数

≪ 数値目標及び実績 ≫			評価
3年間の実施回数	1 回		-
【目標】令和5年度までの実施回数(3年間合計)	1 回	100.0%	
【実績】令和4年度までの実施回数	0 回	0.0%	

(3) 指導監査の適正な実施とその結果の共有と実施回数

≪ 数値目標及び実績 ≫	進捗率	100.0%	評価
実施回数(年)	1 回		A
【目標】令和5年度の実施回数	1 回	100.0%	
【実績】令和4年度の実施回数	1 回	100.0%	

[評価と今後の対応]

(1) (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、県が実施する研修及び指導監査課が実施する集団指導が再開されたことから、今後も目標の達成に向けて取り組むこととする。
 (2) 令和5年度末に開催する「報酬改定に係る事業所説明会」において実施予定。

第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画について

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

- ①障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国の定める基本指針に即して、障がい者（児）の地域生活を支援するための令和5年度末の数値目標の設定。
- ②各年度における障害福祉サービス等、及び障害児通所支援等の必要な量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項について策定。

上記により、計画的に、障がい者（児）の地域生活を支援するための障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を図る。

2. 計画の基本理念

- ・障がい福祉人材の確保
- ・障がい者の社会参加を支える取組み など

3. 計画の期間 令和3年度～令和5年度

4. 計画の位置付け

5. 計画の基本的な考え方

- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・相談支援の提供体制 など

6. 計画の進行管理

第2章 障がい者の状況

項目	平成28年度末	令和元年度末	増減（％）
身体障害者手帳所持者	21,085人	21,387人	302人（1.4％）
療育手帳所持者	3,750人	4,121人	371人（9.8％）
精神障害者保健福祉手帳所持者	3,576人	4,563人	987人（27.6％）
合計	28,411人	30,071人	1,660人（5.8％）
難病患者	4,200人	4,354人	154人（3.6％）
特別支援学校・学級在校生	1,473人	1,995人	522人（35.4％）
障害福祉サービス支給決定者	4,984人	6,595人	1,611人（32.3％）

第3章 令和5年度の数値目標

国の定める基本指針に即して設定。

1. 入所施設から地域生活への移行

施設入所者(466名)の6%(28名)を地域移行へ。施設入所者数を1.6%(8名)削減。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

「大分市障がい者相談支援センター」の運用状況の検証及び検討を行う。

3. 福祉施設から一般就労への移行

- ①一般就労移行者数（事業所種別ごと）

一般就労への移行者数(81名)の1.27倍(103名)、就労移行支援事業所(28名)
就労継続支援A型事業所(24名)、就労継続支援B型事業所(41名)

②就労定着支援事業の利用率 70%

③就労定着率が8割以上の事業所の率 70%

4. 障がい児支援の提供体制の整備

医療的ケア児等に関するコーディネーターを15人配置する。

5. 相談支援体制の充実・強化

- ・相談支援事業者に対する指導・助言件数：年3回
- ・人材育成のための支援件数：年1回
- ・相談機関との連携強化の取組みの実施回数：年3回

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

- ・県が実施する研修会への市町村職員の参加人数：9人
- ・支払いシステムの分析と共有回数：1回/3年
- ・指導監査の適正な実施とその結果の共有回数：1回/1年

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等と児童福祉法に基づく障害児通所支援等は、都道府県等から指定を受けた事業者が、障がい者・障がい児の障がいの種別や程度、及び家族の状況など勘案すべき事項を踏まえて、個別のニーズに沿ったサービスの提供を行っている。現行計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに利用者数等を見込み。

1. 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など5事業）

2. 日中活動系サービス（生活介護、就労定着支援など9事業）

3. 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援など3事業）

4. 相談支援（計画相談支援、地域移行支援など3事業）

5. 障害児通所支援、障害児相談支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど6事業）

6. 発達障がい者等に対する支援（ピアサポート活動への参加人数）

7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による協議の場など2項目）

8. 社会福祉施設等施設整備

第5章 地域生活支援事業

障害者総合支援法の規定に基づき、必須事業の10事業と任意事業の20事業を継続して実施。現行計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに利用者数等を見込み。

○必須事業 障害者相談支援事業、手話通訳者の派遣など10事業20項目

○任意事業 福祉タクシー利用券交付事業など20事業27項目

第7期大分市障害福祉計画及び第3期大分市障害児福祉計画策定に伴う 部会の設置について

1. 計画策定の目的

この計画は、障害者総合支援法の理念である「障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向けて、国の定める基本指針に即し、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

2. 計画に定める事項

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

3. 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4. 計画策定に向けた取り組み

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、関係機関、障がい当事者等で構成する大分市障害者自立支援協議会の意見を聴くとともに、障がい者へのアンケート調査やパブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を把握し策定します。

5. 策定スケジュール（案）

- | | | |
|------|------|-----------------------------|
| R 5. | 6月 | 大分市障がい福祉に関するアンケート調査を実施 |
| | 8月 | 大分市障害者自立支援協議会に「計画策定部会」を設置 |
| | 8月～ | 策定部会による素案作成（2月までに3～4回程度 予定） |
| | 12月～ | パブリックコメントの実施 |
| R 6. | 2月 | 大分市障害者自立支援協議会へ素案提示 |
| | 3月 | 計画案市長報告 |

第7期障害者計画及び第3期障害児福祉計画の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

市町村が対応の新規追加項目

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たったの基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5年半ば頃に告示予定。計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

3. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

- ①施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
 - ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
 - ・精神病床における1年以上入院患者数
 - ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネートなどの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：**就労移行支援事業所の5割以上【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

令和4年度事業報告書

大分市障がい者相談支援センターさざんか

1. 概況	在宅で生活している障がい者（児）の方やそのご家族が、住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう地域の総合相談窓口として、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援に努め、着実に業務実施いたしました。また、委託相談支援事業所として、他の指定特定相談支援事業所や障害福祉サービス事業所以外の医療や介護等の関係機関からも相談を受け、専門的な相談支援を要する困難ケース等に積極的に対応しました。			
2. 活動内容	(1)	研修会	16件	包括的な支援体制構築に向けた研修、精神保健福祉基礎研修会、避難行動要支援者の個別避難計画に関する社会福祉施設管理者及び福祉専門職向け研修会 他
	(2)	個別調整会議	18件	
	(3)	連絡調整	1,841件	
	(4)	事例検討会	令和4年12月5日（月）10：30～12：00 参加者50名 ・大分市障がい者虐待防止センター通報・相談・調査状況について ・養護者によるネグレクト事例	
3. 相談内訳	(1) 障がい種別 (相談内容毎の延べ件数)	身体障がい	2,423件	71.2%
		知的障がい	29件	0.9%
		精神障がい	207件	6.1%
		重症心身障がい	148件	4.3%
		発達障がい	46件	1.4%
		難病	402件	11.8%
		その他	150件	4.4%
		合計	3,405件	
	(2) 相談方法	訪問	451件	27.0%
		来所	54件	3.2%
		電話	1,115件	66.6%
		メール	53件	3.2%
		合計	1,673件	
	(3) 主な相談内容 (相談内容毎の延べ件数)	日常生活支援相談	663件	19.5%
		健康管理・服薬管理相談	394件	11.6%
		総合支援法利用支援	328件	9.6%
		介護に関わる相談	240件	7.0%
		医療機関との連絡調整	235件	6.9%
		利用者家族に関する相談	213件	6.3%
福祉用具に関する相談		188件	5.5%	
手帳、医療費の申請等に関する相談		184件	5.4%	
住む場所についての相談		155件	4.6%	
社会資源等の情報提供		122件	3.6%	
その他		683件	20.1%	
合計	3,405件			
4. その他	感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組及び感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画等の策定や研修訓練等の実施が令和6年度から義務化されることから、必要な見直しや取組を行い、対応力を強化します。			

相談支援事業 年間報告書(令和4年度分)

大分市障がい者相談支援センター「さざんか」

①活動内容・時間帯別の件数

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計
会 議	自立支援協議会	0	7	4	0	11
	個別調整会議	0	1	17	0	18
	その他の会議	0	1	1	1	3
訪問相談	単 独	0	112	242	4	358
	合 同	2	36	52	3	93
来所相談	単 独	0	13	34	3	50
	合 同	0	1	3	0	4
電話相談	利用者	9	179	253	40	481
	行政機関	0	29	43	12	84
	関係機関	4	212	312	22	550
メール相談	利用者	7	18	19	3	47
	行政機関	0	0	0	0	0
	関係機関	0	0	5	1	6
連絡調整	利用者	5	187	247	45	484
	行政機関	0	94	195	11	300
	関係機関	4	338	620	95	1,057
資料等の作成	相談記録	9	391	736	189	1,325
	調整会議等資料作成	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
合 計		40	1,619	2,783	429	4,871

②障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分							合計
	身体 障害	知的 障害	精神 障害	重症心身 障害	発達 障害	難病	その他	
手帳、医療費の申請等に関する相談支援	130	0	12	7	2	16	17	184
介護に関わる相談	172	1	3	9	5	43	7	240
日常生活支援相談	487	7	31	19	9	86	24	663
住む場所についての相談	137	1	6	0	0	4	7	155
年金等収入に関する相談	72	0	4	4	2	9	7	98
移動（屋内・屋外）	70	0	3	8	0	16	4	101
ストレス等に関する相談	46	1	24	1	2	2	1	77
コミュニケーション支援	11	0	1	0	2	0	0	14
健康管理・服薬管理相談	305	3	14	8	4	56	4	394
家族（人間）関係に関する相談	65	1	15	0	2	3	2	88
総合支援法利用支援	215	5	29	27	2	28	22	328
福祉用具に関する相談	113	0	10	25	0	31	9	188
住宅環境・改造に関する相談	27	0	1	4	0	1	9	42
社会参加に関する相談	14	0	2	6	3	1	1	27
就労に関わる相談	60	1	13	1	2	2	3	82
教育に関わる相談	1	1	0	0	1	0	0	3
危機管理に関わる相談	26	0	5	4	0	0	0	35
財産・金銭管理に関わる相談	36	1	0	1	0	4	4	46
サービス苦情に関する相談	23	0	5	2	1	1	0	32
ボランティア等に関する相談	2	0	0	0	1	0	1	4
療育に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関との連絡調整	172	0	4	11	0	43	5	235
虐待ケース等への対応	2	0	0	0	0	0	0	2
利用者家族に関する相談	142	4	11	7	4	40	5	213
公的機関等への同行支援	1	0	0	0	0	0	0	1
社会資源等の情報提供	73	2	10	4	3	14	16	122
その他	21	1	4	0	1	2	2	31
合 計	2,423	29	207	148	46	402	150	3,405
合計の実人員	451	12	55	35	18	75	46	692

令和5年度事業計画書

大分市障がい者相談支援センターさざんか

1. 目標	在宅で生活している障がい者（児）の方やそのご家族が、住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう支援します。 日常生活全般に関する相談に応じ、中立・公平な立場で障害福祉サービスの利用援助や専門機関との連携・紹介等を行います。
2. 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等） (2) 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導等） (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介 (7) 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応 (8) 事例検討会の開催 (9) あんしんコールにおける相談受付、連絡調整等
3. 重点項目 (推進策)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大分市からの受託事業の着実な実施 (2) 関係機関と連携を図り、困難ケース等に積極的に対応 (3) 感染症や災害への対応力の強化
4. 職員体制	<p>職員数 8名</p> <p>相談支援専門員 7名</p> <p>相談（支援）員 1名</p> <p>うち、社会福祉士5名、精神保健福祉士1名、介護福祉士3名、介護支援専門員3名、</p> <p>「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」修了者1名、</p> <p>「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」修了者1名（複数資格所持者あり）</p>
5. その他	

令和4年度事業報告書

大分市障がい者相談支援センターコーラス

1. 概況	<p>・事例検討会や地区別相談支援部会、また重層的な支援が必要な方に対する支援内容の検討などを通して、相談支援専門員同士の連携を図ることができた。</p> <p>・主に対象としている知的障がい、児童に関する相談が多い中で、特に児童発達支援や放課後等デイサービス利用に関する相談が多く、療育的関わりが得られる場所への関心が高いことが伺えた。</p>		
2. 活動内容	(1) 研修会	13件	包括的な支援体制構築に向けた研修、大分市居住支援ネットワーク会議、相談支援部会、医療的ケア児支援検討部会等
	(2) 個別調整会議	8件	重層的な支援が必要な家庭への支援についての会議等
	(3) 連絡調整	1,961件	医療機関との調整や福祉サービス事業所等の情報収集や利用調整、各種手続きの代行等
	(4) 事例検討会	令和5年2月24日(金) 14:30~16:00 参加者54名 「母との関わりに配慮が必要な兄弟への支援について」	
3. 相談内訳	(1) 障がい種別 (相談内容毎の延べ件数)	身体障がい	36件 3.6%
		知的障がい	604件 59.9%
		精神障がい	112件 11.1%
		重症心身障がい	45件 4.5%
		発達障がい	90件 8.9%
		難病	1件 0.1%
		その他	121件 12.0%
		合計	1,009件
	(2) 相談方法	訪問	204件 28.7%
		来所	50件 7.0%
		電話	455件 64.0%
		メール	2件 0.3%
		合計	711件
	(3) 主な相談内容 (相談内容毎の延べ件数)	障害者総合支援法利用支援	327件 32.4%
		日常生活支援相談	161件 16.0%
		年金等収入に関する相談	71件 7.0%
		療育に関する相談	69件 6.8%
		就労に関わる相談	56件 5.6%
		住む場所についての相談	55件 5.5%
		家族(人間)関係に関する相談	45件 4.5%
財産・金銭管理に関わる相談		24件 2.4%	
医療機関との連携		22件 2.2%	
健康管理・服薬管理相談		20件 2.0%	
その他		159件 15.8%	
合計		1,009件	
4. その他	事例検討会や相談支援部会、個別の支援等を通して相談支援専門員同士の連携を図ってきた。今後、緊急時を含めて必要な支援を提供できるようにするには、関係機関との更なる連携強化を図り、地域づくりに努めていく必要があります。		

相談支援事業 年間報告書(令和4年度分)

大分市障がい者相談支援センター「コーラス」

①活動内容・時間帯別の件数

活 動 項 目		早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議	自立支援協議会	0	6	4	1	11
	個別調整会議	0	0	8	0	8
	その他の会議	0	4	3	0	7
訪問相談	単 独	1	32	35	5	73
	合 同	0	76	55	0	131
来所相談	単 独	0	19	21	0	40
	合 同	0	4	6	0	10
電話相談	利 用 者	1	132	195	9	337
	行政機関	0	3	11	1	15
	関係機関	0	41	62	0	103
メール相談	利 用 者	0	0	2	0	2
	行政機関	0	0	0	0	0
	関係機関	0	0	0	0	0
連絡調整	利 用 者	2	169	266	14	451
	行政機関	0	89	155	2	246
	関係機関	1	497	749	17	1,264
資料等の作成	相談記録	0	32	167	30	229
	調整会議等資料作成	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	9	26	10	45
合 計		5	1,113	1,765	89	2,972

②障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分							合 計
	身体 障害	知的 障害	精神 障害	重症心身 障害	発達 障害	難病	その他	
手帳、医療費の申請等に関する相談支援	0	7	1	4	0	0	5	17
介護に関わる相談	2	6	0	2	0	0	4	14
日常生活支援相談	11	87	37	2	3	0	21	161
住む場所についての相談	0	44	9	1	0	0	1	55
年金等収入に関する相談	5	31	11	23	0	0	1	71
移動(屋内・屋外)	0	0	0	1	0	0	0	1
ストレス等に関する相談	1	8	6	0	0	0	0	15
コミュニケーション支援	0	0	0	0	0	0	0	0
健康管理・服薬管理相談	3	14	0	0	0	0	3	20
家族(人間)関係に関する相談	0	18	10	0	10	0	7	45
総合支援法利用支援	5	224	13	5	36	1	43	327
福祉用具に関する相談	2	0	0	1	0	0	2	5
住宅環境・改造に関する相談	0	0	0	0	0	0	2	2
社会参加に関する相談	0	1	0	0	0	0	1	2
就労に関わる相談	1	49	4	0	0	0	2	56
教育に関わる相談	2	6	0	2	0	0	0	10
危機管理に関わる相談	0	0	1	0	0	0	1	2
財産・金銭管理に関わる相談	1	16	7	0	0	0	0	24
サービス苦情に関する相談	0	2	0	0	1	0	1	4
ボランティア等に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
療育に関する相談	1	27	1	1	30	0	9	69
医療機関との連絡調整	1	15	0	2	3	0	1	22
虐待ケース等への対応	0	1	0	0	0	0	0	1
利用者家族に関する相談	0	5	0	0	3	0	1	9
公的機関等への同行支援	0	4	2	0	0	0	1	7
社会資源等の情報提供	0	12	1	0	0	0	5	18
そ の 他	1	27	9	1	4	0	10	52
合 計	36	604	112	45	90	1	121	1,009
合計の実人員	24	393	36	30	53	1	85	622

令和5年度事業計画書

大分市障がい者相談支援センターコース

1. 目標	関係機関と連携して、障害のある方とその家族が安心して暮らすことができるよう相談支援を行います
2. 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等） (2) 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導等） (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介 (7) 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応 (8) 事例検討会の開催 (9) あんしんコールにおける相談受付、連絡調整等
3. 重点項目 (推進策)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡回家庭訪問時（療育手帳を所持しているが福祉サービス利用なしの18歳以上の方）にあんしんコールの情報提供を行うことで、緊急時に必要な支援が届けられるよう支援します。 (2) 地区別相談支援部会に加え分野別の意見交換会も開催することで、情報の共有及び相談支援事業所の連携強化を図ります。
4. 職員体制	<p>職員数 5名【管理者1名（兼務有）を含む】</p> <p>相談支援専門員 3名（兼務有）</p> <p>相談（支援）員 1名（兼務有）</p> <p>※保有資格…社会福祉士4名、介護福祉士1名、介護支援専門員1名</p>
5. その他	

令和4年度事業報告書

大分市障がい者相談支援センターきぼう21

1. 概況	相談は非常に多く、令和3年度に続き、令和4年度も年間1万件を超える相談がありました。相談者の様々な悩みやニーズに応える相談支援を通じて、障がい者やその家族の生活を支えることができました。			
2. 活動内容	(1)	研修会	13件 JUN認知症ネットワーク研修、包括的な支援体制構築に向けた研修、大分市地域包括支援センター社会福祉士部会研修 ほか	
	(2)	個別調整会議	7件	
	(3)	連絡調整	1,058件	
	(4)	事例検討会	令和4年9月9日(金)10:30~12:00 参加者54名 「対人関係のトラブルが多く、グループホームを退所したいという訴えがある方の事例」	
3. 相談内訳	(1) 障がい種別 (相談内容毎の延べ件数)	身体障がい	24件	0.2%
		知的障がい	12件	0.1%
		精神障がい	9,570件	85.0%
		重症心身障がい	0件	0%
		発達障がい	441件	3.9%
		難病	0件	0%
		その他	1,218件	10.8%
		合計	11,265件	
	(2) 相談方法	訪問	121件	1.2%
		来所	99件	0.9%
		電話	9,892件	97.8%
		メール	5件	0.1%
		合計	10,117件	
	(3) 主な相談内容 (相談内容毎の延べ件数)	症状・ストレス	9,522件	84.5%
		人間関係	323件	2.9%
		サービス利用	286件	2.5%
		就労	285件	2.5%
		日常生活	262件	2.3%
		情報提供	132件	1.2%
金銭管理		89件	0.8%	
健康管理		82件	0.7%	
住む場所		52件	0.5%	
同行支援		45件	0.4%	
その他		187件	1.7%	
合計	11,265件			
4. その他	(1) 精神保健福祉士実習生を2名受け入れ、現場実習の提供を行いました。 (2) 外部研修会や勉強会への講師派遣を行いました。			

相談支援事業 年間報告書(令和4年度分)

大分市障がい者相談支援センター「きぼう21」

①活動内容・時間帯別の件数

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計
会 議	自立支援協議会	0	5	2	0	7
	個別調整会議	0	1	6	0	7
	その他の会議	0	2	16	0	18
訪問相談	単 独	0	41	79	0	120
	合 同	0	0	1	0	1
来所相談	単 独	0	34	64	0	98
	合 同	0	1	0	0	1
電話相談	利用者	0	3,181	5,613	1,046	9,840
	行政機関	0	4	4	0	8
	関係機関	0	18	25	1	44
メール相談	利用者	0	3	1	1	5
	行政機関	0	0	0	0	0
	関係機関	0	0	0	0	0
連絡調整	利用者	1	78	172	7	258
	行政機関	0	22	48	0	70
	関係機関	0	237	463	30	730
資料等の作成	相談記録	0	3,282	5,787	1,048	10,117
	調整会議等資料作成	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
合 計		1	6,909	12,281	2,133	21,324

②障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分							合計
	身体 障害	知的 障害	精神 障害	重症心身 障害	発達 障害	難病	その他	
手帳、医療費の申請等に関する相談支援	4	0	20	0	2	0	7	33
介護に関わる相談	0	0	0	0	0	0	1	1
日常生活支援相談	2	0	242	0	13	0	5	262
住む場所についての相談	4	1	25	0	3	0	19	52
年金等収入に関する相談	2	0	19	0	5	0	19	45
移動(屋内・屋外)	0	0	1	0	0	0	2	3
ストレス等に関する相談	1	4	8,474	0	218	0	825	9,522
コミュニケーション支援	0	0	0	0	0	0	0	0
健康管理・服薬管理相談	0	0	73	0	2	0	7	82
家族(人間)関係に関する相談	0	0	232	0	52	0	39	323
総合支援法利用支援	7	2	120	0	26	0	131	286
福祉用具に関する相談	0	0	2	0	0	0	0	2
住宅環境・改造に関する相談	0	0	0	0	1	0	0	1
社会参加に関する相談	0	0	1	0	1	0	2	4
就労に関わる相談	0	2	160	0	83	0	40	285
教育に関わる相談	0	0	0	0	0	0	0	0
危機管理に関わる相談	0	0	0	0	0	0	0	0
財産・金銭管理に関わる相談	0	0	84	0	2	0	3	89
サービス苦情に関する相談	0	0	9	0	3	0	6	18
ボランティア等に関する相談	0	0	1	0	0	0	0	1
療育に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関との連絡調整	0	1	4	0	0	0	1	6
虐待ケース等への対応	0	0	0	0	0	0	5	5
利用者家族に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0
公的機関等への同行支援	4	0	29	0	7	0	5	45
社会資源等の情報提供	0	1	56	0	20	0	55	132
その他	0	1	18	0	3	0	46	68
合 計	24	12	9,570	0	441	0	1,218	11,265
合計の実人員	12	5	461	0	83	0	273	834

令和5年度事業計画書

大分市障がい者相談支援センターきぼう21

1. 目標	相談者の様々な悩みやニーズに応えることにより、障がい者やその家族の生活を支える。
2. 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等） (2) 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導等） (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介 (7) 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応 (8) 事例検討会の開催 (9) あんしんコールにおける相談受付、連絡調整等
3. 重点項目 (推進策)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門性の高い困難ケースへの対応 (2) 病院・行政機関・関係機関との連携 (3) 効果的かつ効率的な業務の推進 (4) 安定運営のための財務管理 (5) コンプライアンスの徹底
4. 職員体制	<p>職員数 6名</p> <p>相談支援専門員 5名</p> <p>相談支援員 1名</p> <p>※保有資格…精神保健福祉士2名、社会福祉士3名</p> <p style="text-align: center;">主任相談支援専門員1名、介護支援専門員2名</p>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) あんしんコールセンターの運営（委託事業所による共同運営） (2) 精神保健福祉士実習生の受け入れ

1. 差別解消推進部会

概要	障がい者や家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けた検討を行う。
主な取組	<p>①障がいを理由とした差別に関する相談事例の収集及び共有 市役所内や相談支援専門員から収集した事例に関する協議を行う。</p> <p>②障害者差別解消法に関する普及啓発 研修やイベントを活用した啓発活動に加え、令和6年4月から障害者差別解消法が改正され、民間事業者も「合理的配慮」が義務化されることから、より効果的な啓発方法等を検討する。</p>

2. 子ども部会

概要	「障がいの早期発見と隙間のない支援」をテーマとして、関係機関のネットワークづくりを行う。
主な取組	<p>①放課後等デイサービス事業所に対する研修 事業所が増加する中、各事業所が提供する支援内容が多様化し、支援の質にばらつきがみられることから、質の向上に向けた研修を行う。</p> <p>②教育機関との連携に向けた障害児通所支援事業の周知 校長会や放課後児童クラブ職員に対する研修会において、障害児通所支援事業等の周知を行い、教育機関との連携体制の構築に努める。</p> <p>③障害児通所支援事業支給決定の見直し 子どもの状態は変化していくため、必要な根拠書類（意見書等）の提出頻度等に関する見直しを検討する。</p>

3. 医療的ケア児支援検討部会

概要	子ども部会委員に加え、保健、医療、保育、教育等の関係者により、医療的ケア児とその家族の支援に関する取組を行う。
主な取組	<p>①医療的ケア児移動支援事業の検証 開始後の実績等を踏まえ、当該事業に関する検証を行う。</p> <p>②非常用発電装置購入費補助事業の周知 ポータブル電源等の購入費にかかる補助金について、相談支援専門員をはじめとした関係者への周知を行う。</p> <p>③災害時の避難場所等に関する検討 「津波や地震を除く風水害であれば、自宅に留まるほうが安全な場合があること」「指定避難所に非常用電源が整備されていること」「福祉避難所への避難方法」等について、家族会等を通じて周知を図ったうえで、福祉避難所などの運用に関する検討を行う。</p>

4. 就労支援部会

概要	障がい者の一般就労等への支援や民間企業との連携等をテーマとして、就労系福祉サービス事業所の質の向上や関係機関との連携を図る。
主な取組	<p>①就労ピアサポートサロンの開催 就職活動または一般就職している障がい者に対する「交流・情報交換の場」として、毎月第3日曜日に J:COM ホルトホール大分で開催するとともに、「輪い笑いフェスタ！（大分市福祉の集い）」においてブースを設置し、出張サロンを実施することで周知活動を行う。</p> <p>②社会資源ガイドブックのホームページ掲載 障がいのある方やその家族が、事業所を選ぶ際の参考となるよう、市内の就労支援事業所等の利用時間、作業内容および職員体制等の情報を本市のホームページに掲載する。</p> <p>③就労系福祉サービス事業所等による意見交換会 事業所同士の連携を図るため、講義やグループワーク等を行う。</p>

5. 生活支援部会

概要	障がい者が地域で生活するために、高齢化、重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、住まいや緊急時の対応等に関する支援を検討する。
主な取組	<p>①グループホームに空き情報に関するホームページ掲載</p> <p>②日中サービス支援型グループホームの運営等に関する評価・助言 当該グループホームを運営する事業者から、運営状況や支援内容等の説明を受け、評価や助言を行うとともに、新たに開設する事業者についても、立上げ前に評価や助言を行う。</p> <p>③あんしんコール（緊急時支援事業）の検証 夜間帯の相談実績等を踏まえた対応時間に関する検討や、協力法人の拡充に向けた取組を行う。</p>

6. 相談支援部会

概要	相談支援専門員同士のつながりを強化することで、質の向上・人材育成や関係機関との連携強化に向けた検討を行う。
主な取組	<p>①相談支援事業所の情報等に関するホームページ掲載 障がい者や家族等が相談支援事業所を探す際の参考となるよう、連絡先や空き情報等を掲載する。</p> <p>②「地区別」相談支援部会の開催 相談支援専門員同士の連携強化や意見交換を行う場として、「東部」「中央」「西部」に分けて「地区別」相談支援部会を行う。</p> <p>③「分野別」相談支援部会の開催 「児童・医療的ケア児（者）」「精神・知的・発達障がい」「身体障がい」に分けて「分野別」相談支援部会を行う。</p>

大分市障害者自立支援協議会条例

平成24年3月27日

条例第3号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、大分市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第5条第18項に規定する相談支援の評価に関すること。
- (2) 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関、関係団体等の相互の連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者への支援体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 障害福祉事業の関係者
- (4) 障害者又はその保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について具体的な調査及び研究を行うため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、調査及び研究の経過及び結果を会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成25年条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)、第3条中大分市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定(「大分市障害程度区分判定審査会」を「大分市障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。)、第4条中大分市障害者自立支援協議会条例第2条第1号の改正規定並びに第5条中大分市障害者福祉手当条例第2条第5号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第11号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。